番号	分類	質問	回答
1	申請回数	同一年度内で一事業者が何度も申請できるか。	1事業所につき、1年度1回限り、補助限度額は50万円です。
2	添付書類	添付書類の「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」「直近 の法人市町村税の納税証明書(指名願用」について、証明 書の発行日はいつのものであればよいか。	発行日より3か月以内の原本を添付してください。
3	助成額の確定	助成金が支払われるのはいつの段階になるか。	助成事業完了後、実績報告書を提出し、確定審査が終 わった後に請求書に基づき支払われます。支給決定が通 知された段階で、助成金が支払われるわけではありませ ん。
4	助成要件	本社社屋や製造拠点は、自社所有ではなく賃貸物件であっても対象になるか。	設備設置場所が賃貸物件の場合は対象となりません。
5	助成要件	本社は圏域内だが、圏域外に所有する事業所の設備設置も 対象になるか。	なりません。圏域内に所有する製造拠点のみ対象となり ます。
6	添付書類	この助成金を活用して、女性専用設備の改修を予定しているが、同時期に別の工事も自社負担で計画しているが、見 積書は分けた方がよいか。	他の工事とあわせて、助成事業の工事を行う場合には、 見積書を分けて提出してください。
7	助成要件	既存の女性用設備が老巧化しているため、改修工事を行いたいが、助成の対象となるか。	本助成の対象となる改修内容は要領で定めたもののみであり、単に老巧化を理由とする改修工事は対象となりません。
8	助成要件	事務所(または製造拠点)が老巧化したため、既存建物を取り壊して新しい事務所(または製造拠点)を建てる予定であり、その中に女性用設備を設置する予定だが、その部分に係る費用は助成対象となるか。	新築や増築に伴う設備設置は対象となりません。
9	助成要件	テイクアウト用の食品を製造して、対面もしくはオンラインで販売している場合、製造業であり、調理場を製造拠点と考えて助成対象となるか。	自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用 消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業ではなく 小売業に分類されるため、対象となりません。
10	計画変更	事業着手後、工事中の段階で申請時の図面と変更せざるを 得ない事情が発生した場合はどのようにしたらよいか。	申請時の工事後の予定図面と変更が生じる場合は、必ず変更工事内容に着手する前に札幌市に連絡をしてください。変更内容によっては、変更承認申請の手続きを行う必要があります、また、変更内容によっては、減額対象になる場合もあります。
11	添付書類	既存の男性専用もしくは男女共用スペースを、男性用・女性用に分ける場合、見積書はどのようにすればよいか。	男性用・女性用に係る工事の経費を、それぞれ明示してください。
12	助成要件	顧客が立ち入るスペースに、従業員と顧客両者が使用する トイレ等を設置する場合は助成対象となるか。	なりません。あくまで従業員用に分離されたスペース に、従業員が使用するために設置するものが対象となり ます。